

関西大学P I 人件費支出制度により確保した財源に関する活用方針

2026年2月19日
制定

「関西大学P I 人件費支出制度の実施に関する規程」第6条に定めるP I 人件費支出制度（以下「本制度」という。）により確保した財源（以下「確保財源」という。）の活用方針（以下「本方針」という。）を以下のとおり定める。

（目標）

- 1 関西大学（以下「本学」という。）における研究力の向上を目指し、研究者の処遇改善や研究者が安定して研究に専念できる環境を整備することにより、人材育成・共同研究等を促進し、既存のフィールドを超えた新たな分野の開拓も含め、多様で独創的・革新的な研究力の強化を図ることを目標とする。

（当該目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策）

- 2 確保財源は以下の事項に充てることとし、使途・活用策はP I の意向により決定する。
なお、以下のうち大学研究環境改善に係る財源の執行はP I の意向を反映した上で本学が執行する。

（1）P I へのインセンティブ

- ・ P I の給与水準の向上（特別貢献手当の支給）
- ・ P I の研究環境の改善（産学連携共通研究費への充当）

（2）大学研究環境改善

- ・ 若手研究者の支援
- ・ 博士課程学生等の支援
- ・ 共用研究設備・機器等の充実
- ・ その他、本制度の運営及び本学の研究力向上に資する取り組みに係る財源への充当

（大学研究環境改善費）

- 3 前項第2号に係る財源については、当該P I の了承を得たうえで、各P I の財源を合算し、大学研究環境改善費として全学的な一括管理のもと執行することとし、使途及び配分額等については、大学執行部が審議のうえ決定する。なお、大学研究環境改善費は、必要に応じて、年度を越えて繰り越し活用することができる。

（確保財源の配分先及び配分比率）

- 4 確保財源の配分先及び配分比率は、以下のとおりとし、使途アの配分比率は上限、使途

イの配分比率は下限とする。

ア P Iへのインセンティブ(教授・特別契約教授 70%、准教授・専任講師・助教90%)

イ 大学研究環境改善費(教授・特別契約教授 30%、准教授・専任講師・助教 10%)

(執行にあたる留意事項)

5 本制度を実施するに際して、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 直接経費の使途は研究費を獲得した研究者が研究の着実な遂行のためP I本人の自発的な希望により判断するものであり、本学が強制するものではない。
- (2) 本方針については、本学に所属する研究者の意向等も踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、本方針に掲げる目標の達成に向け、組織として取り組む。
- (3) 本方針に掲げる目標の達成に向け、人事給与マネジメントの改善を各種制度改革と併せて取り組むこととする。
- (4) 各競争的研究費制度において、P I人件費支出について別の定めがある場合には、その定めに従う。
- (5) 本方針におけるP Iとの具体的な使途・活用策の合意形成や個別の申請手続については別に定める。

以 上